

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第60号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(随意契約ができる場合) 第184条 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略</p> <p>ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、<u>同条第22項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第7項</u>に規定する生活介護、<u>同条第15項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第16項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設</p> <p>イ 略 (9)～(16) 略</p>	<p>(随意契約ができる場合) 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。</p> <p>ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、<u>同条第21項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設</p> <p>イ 略 (9)～(16) 略</p>

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。